

# 平成30年春の火災予防運動実施要綱

四日市市消防本部

## 1 目的

この運動は、火災が多発する時季を迎えるにあたり、住民及び防火対象物の関係者等の防火意識を高揚し、防火安全対策の徹底を図ることで、管内における火災の発生を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的とする。

## 2 防火標語（平成29年度全国統一防火標語）

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

## 3 実施期間 平成30年3月1日（木）から3月7日（水）までの7日間

## 4 実施区域 四日市市、朝日町、川越町一円

## 5 推進機関 消防本部・消防署、防火協会、消防団（朝日町及び川越町の消防団を除く。）

## 6 重点項目

### (1) 住宅防火対策の推進

住宅火災の割合が昨年においても依然高いことから、住民に対し暖房・調理器具等の取扱いに関する注意喚起など積極的な広報を行うとともに、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理の啓発を図る。

### (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

木造建築物の密集する地域などの火災の延焼拡大の危険性が高い地域を中心に、立入検査や訓練指導などの機会をとらえ、火気使用設備などの適正な取扱いの徹底など火災予防に関する注意喚起を図る。また、たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行等、火気管理の徹底を図る。

### (3) 放火火災防止対策の推進

出火原因の上位は、全国的にも毎年放火（疑いを含む）であることから、地域における「放火されない、放火させない」環境づくりを推進するため、あらゆる機会を通じ広報を行い、放火防止対策の徹底を図る。

### (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

特定防火対象物等の関係者に対し、防火管理体制の確立や消防用設備等の適正な維持管理について適切に指導を行い、または速やかに是正させ、防火対象物における火災発生危険等を抑制し、防火安全対策の徹底を図る。

### (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

電気製品、燃焼機器及び自動車など、火災の発火源となることが懸念される製品について適切な使用や維持管理を呼びかけ、製品火災の発生防止を図る。

### (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベント、祭り等の多数の者が集合する催しにおいては、火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、適正なガソリン等の貯蔵・取扱い、火気器具を使用する屋台等への指導及び可燃物の近傍で照明器具を使用するときの取扱い等の火災予防指導の徹底を図る。

## (7) 林野火災予防対策の推進

林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図るとともに、火災警報が発令されたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図る。

## 7 実施事項

### (1) 消防本部

#### ア 特別消防訓練

(ア) 日時：3月3日（土）8時45分～10時00分

(イ) 場所：四日市市安島一丁目 四日市都ホテル

#### イ 消防広場（平成30年『消防春ふえす』）

(ア) 日時：3月3日（土）10時00分～14時00分

(イ) 場所：四日市市安島一丁目 市民公園

#### ウ 防火対象物に対する立入検査及び違反是正指導の実施

年間計画に基づき立入検査を実施

#### エ 広報資料の作成、配布等

(ア) 防火ポスターの配布

(イ) 四日市市、朝日町及び川越町の広報紙、地区市民センターだよりによる広報

(ウ) CTY、FM よっかいち、市ホームページなどによる広報

(エ) 防火横断幕や懸垂幕の掲出

(オ) デジタルサイネージ（電子看板）による情報発信

#### オ 関係機関に対する協力依頼

自治会、地区市民センター、官公庁、学校、コンビニート事業所、スーパー、百貨店、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設、交通機関、個室型店舗、パチンコ店及び防火協会会員等に対して、本運動の周知と協力依頼

### (2) 消防署

ア 各消防署の計画に基づいた消防訓練、訓練指導及び消防広場の実施

イ 防火対象物に対する立入検査及び違反是正指導の実施

ウ その他重点項目を踏まえた広報・啓発活動の実施

### (3) 消防団

ア 火災予防広報、啓発活動の実施

イ 消防署が行う行事への協力

ウ その他重点項目を踏まえた活動の実施

以上抜粋。